

鹿沼市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による生活環境及び農林産物等の被害を軽減させるため、鹿沼市有害鳥獣捕獲報償金（以下「報償金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象鳥獣及び報償金の額)

第2条 対象有害鳥獣は、鹿沼市の区域内で捕獲されたイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルとする。

2 報償金の額は、イノシシ及びニホンジカについては1頭当たり5,000円とし、ニホンザルについては1頭当たり10,000円とする。

3 前項の場合において、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに捕獲した対象有害鳥獣については、予算の範囲内において前項に規定する額に2,000円を加算した額とする。

(交付対象者)

第3条 報償金の交付対象者は、鹿沼市が許可する有害鳥獣捕獲等又は個体数調整捕獲等の従事者として対象有害鳥獣を捕獲したものとする。

(報償金の交付手続)

第4条 報償金の交付を受けようとする者は、捕獲後速やかに、有害鳥獣捕獲報償金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、捕獲票の写し、写真及び対象有害鳥獣の切断した尻尾を添えて、市長に申請を行うものとする。

(報償金の交付)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、報償金の交付が適当であると認めるときは、報償金を支払うものとする。

2 前項の規定による報償金の支払は、予算の範囲内で交付するものとする。

(実施期間)

第6条 報償金の交付対象となる捕獲の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告検査等)

第7条 市長は、必要と認めるときは、報償金の交付を受けようとする者又は報償金の交付を受けた者に対し、その捕獲に関する報告を求め、又は職員によりその書類若しくは捕獲の状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(報償金の返還)

第8条 市長は、報償金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した報償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の行為によって報償金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

適用文

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年6月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月16日から適用する。

この要綱は、平成28年1月18日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。